

障支第2099号

令和7年3月26日

指定居宅介護等事業所の管理者様

埼玉県福祉部障害者支援課長 高橋 良治

(公印省略)

令和7年度「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等の提出について（通知）

障害者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、御多用のところ恐れ入りますが、該当する事業所におかれましては下記のとおり御提出くださいますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 提出が必要な事業所

令和7年4月または5月から体制等状況（加算又は減算の内容）に変更がある事業所

※従前から変更がない事業所は提出不要です。

#### 2 提出書類

以下ホームページに掲載しています。

《ホームページ掲載場所》

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s179/index.html>

埼玉県ホームページ > 健康・福祉 > 障害者福祉 > 障害者福祉施設 > 事業者指定の手続き（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護） > 令和7年度の体制届について

#### 3 提出方法

埼玉県電子申請・届出サービスにて入力してください。また、(2)の書類については別途郵送してください。

[https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=92000](https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=92000)

なお、添付書類は次の方法により提出してください。

(1) 埼玉県電子申請・届出サービス内で電子ファイルを添付する書類

①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

②従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

③別添資料（加算の算定状況に応じて）

④従業者の資格証（前回提出時から変更になった職員についてのみ提出）

- ⑤従業者の実務経験証明書のコピー（行動援護に従事する場合等）
- (2) 郵送する書類
- ⑤従業者の実務経験証明書の原本（行動援護に従事する場合等）
- 郵送する場合は別紙を記入後、封筒に貼付するか、同封してください。

#### 4 提出期限

令和7年4月15日（火）必着

#### 5 留意事項

- (1) 体制等に関する届出内容の変更に関する基本ルールについて  
本通知に基づき4月15日までに提出された体制届は4月1日に遡って加算を算定しますが、4月以外の平常時の体制届の提出及び加算の算定については以下の点に注意してください。
- 新たに加算を算定（追加）する場合
    - ・毎月15日までに電子申請システムで提出
    - ・翌月のサービス提供分から申請した加算の適用開始
  - 加算要件を満たさなくなった場合  
直ちに電子申請システムで申請し、要件を満たさなくなった月から適用開始
- (2) 請求前のホームページの確認について
- 毎月30日頃に、県ホームページを更新（体制届出書を反映したもの）しています。ついては、必ず内容を御確認いただきますとともに、届出内容と異なる場合は、「体制届の確認結果について（参考様式）」（ホームページ掲載）により、担当宛てにファクシミリで報告してください。
- 【体制状況の掲載箇所】
- 指定施設・事業所一覧 <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s107/>
- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算等について（V（1）～V（14））
- 令和6年度中は経過措置区分としてV（1）～V（14）の選択が可能でしたが、令和7年度からは取得不可となります。該当する事業所は、処遇改善Ⅰ～Ⅳに移行するように令和7年度分の処遇改善計画書と体制届の提出をお願いします。

担 当 地域生活・医療的ケア児支援担当  
TEL 048-830-3317  
FAX 048-830-4783